

平成 30 年度
事業計画書

社会福祉
法人 宮城県身体障害者福祉協会

目 次

平成30年度事業計画

基本理念	
基本方針	・・・ 1

A 社会福祉事業

(A) 法人本部	・・・ 2
(B) 杏友園(障害者支援施設)	・・・ 4
(C) ふぼう(障害者支援施設)	・・・ 9
(D) 啓生園(障害者支援施設)	・・・ 15
(E) 第二啓生園(就労継続支援B型)	・・・ 19
(F) 宮城県障害者福祉センター(指定管理施設)	・・・ 23
(G) オアシス(特定相談支援事業)	・・・ 31

B 公益事業

(A) 地域公益事業	・・・ 32
(B) 宮城県障害者社会参加推進センター(受託事業)	・・・ 36
(C) 幸町ウエルフェア温水プール(補助事業)	・・・ 39
(D) 宮城県障害者総合体育センター(指定管理施設)	・・・ 41

社会福祉法人 宮城県身体障害者福祉協会

1．基本理念

すべての人が尊重され、安心して暮らせる社会を実現します。

2．基本方針

- ア 障害者福祉および地域福祉に貢献します。
- イ 複雑化する地域ニーズに対して、主体的に取り組めます。
- ウ 障害当事者団体として、こころ豊かな社会を目指します。
- エ 利用者の尊厳を守り、安心と安全を提供します。
- オ 事業運営の透明性を向上します。
- カ 職員の専門性と倫理観の向上を目指します。
- キ ボランティアや福祉人材の育成に取り組めます。

A 社会福祉事業

(A) 法人本部

運営の基本方針

1 地域生活

本県では平成30年3月に「みやぎ障害者プラン」と「宮城県障害福祉計画」が同時に策定されました。「みやぎ障害者プラン」は障害者基本法に基づき策定され、県の障害者施策を総合的に推進するための基本的な長期計画（6年）であり、「宮城県障害福祉計画」は障害者総合支援法に基づき策定された、サービスの提供体制の確保に関する計画（3年）として、両者ともに地域で安心した生活を送る上で重要な計画です。平成28年に施行された障害者差別解消法の更なる理解促進に加えて、この両者が適切に推進されているかを検証することは重要なことです。

また、東日本大震災から7年が経過して、「宮城県震災復興計画」は再生期（4年間）から発展期（3年間）へと移行します。県の公表では今年1月末時点で、災害公営住宅の完了率は96%に達していますが、プレハブ仮設住宅に今もなお3,700人もの人々が生活している状況です。これに加えて多様な自然災害が発生している今日、災害時における災害弱者の状況など、次に備えるための啓発に努める必要があります。

さらに、日本は超高齢社会の中、各市町村協会においても会員の高齢化や減少によるさまざまな課題を抱えており、組織のあり方や事業展開に向けた意見交換の場を充実することに努めます。

そして、「安心安全な環境づくり」「共に支え合う地域社会」の実現に最も重要なことは、さまざまな協議の場へ積極的に参画して障害当事者からの働きかけが必要であることを引き続き訴えていきます。

2 社会福祉法人制度改革の充実

昨年は社会福祉法人制度改革が本格的に始動して、本会においても経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に取り組みました。

2年目となる今年度は、それらの更なる充実に加えて、その他の改革項目である「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組み」等も積極的に検討します。

3 施設経営

利用者の支援については、従来どおり利用者本位のサービス提供を基本としながら、社会福祉法人の使命に基づいた健全かつ安定した経営をおこないます。

「不忘園」は昨年12月に念願の新園舎への移転を機に「ふぼう」と改称して、仙南地区の障害者支援の拠点としての運営を開始しました。次の段階として、白石市の不忘園借用敷地を原状回復して宮城県に返還する必要があります。そのため、不忘園園舎の解体処分を含めた必要な作業に取り組みます。

「杏友園」は建設17年を経て、空調と給湯設備等に劣化による故障が発生しています。また、「幸町ウエルフェア温水プール」においても様々な箇所の修理が発生してい

ます。

法人が経営する各施設の今後の事業運営を含めて、建物の保全および建替えに向けた検討をおこないます。

4 地域との協力、地域公益活動

事業展開している各地域の福祉関係団体との相互協力をはかると共に、地域の自立支援協議会や福祉関連諸会議にも積極的に参加します。

また、地域との関連事項に関する各施設の事業計画は以下のとおり。

- ・杏友園 p.7
- ・ふぼう pp.12-13
- ・啓生園 pp.17-18
- ・第二啓生園 pp.21-22
- ・福祉センター p.30
- ・体育センター p.44

5 法人設立60周年記念事業の開催

法人が社会福祉法人の認可を受けて60周年を迎えます。それを記念した事業を法人全体で開催して法人関係者と喜びを分かち合います。

日時：平成30年8月26日(日)

場所：仙台市宮城野区幸町地区

重点事項

- ・安心安全な環境づくり、共に支え合う地域社会の実現に向けた参画
- ・障害者施策の検証
- ・社会福祉法人制度改革の内容充実
- ・利用者本位のサービス提供
- ・社会福祉法人の使命に基づいた健全かつ安定した経営
- ・法人設立60周年記念事業の開催

組織運営委員会 他

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| (1) 理事会 | 年度内4回(定例6月・3月、臨時9月・12月)
その他必要時 |
| (2) 評議員会 | 定時6月、その他必要時 |
| (3) 常任理事会 | 年度内4回(5月、9月、11月、3月)
その他必要時 |
| (4) 監事会 | 年度内2回(決算5月、中間11月) |
| (5) 内部監査 | 必要回数 |
| (6) 苦情解決制度第三者委員会 | 必要時 |
| (7) 競争入札および指名委員会 | 必要時 |
| (8) 施設長会議 | 毎月1回以上 |
| (9) 職員研修会 | 年度内1回以上 |
| (10) 正職員登用試験 | 年度内2回(前期9月、後期2月) |
| (11) 総務担当打合せ会 | 毎月1回 |
| (12) 労務管理打合せ会 | 毎月1回 |
| (13) 60周年記念事業運営会議 | 必要時 |

(B) 杏友園 (障害者支援施設)

運営の基本方針

利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援を基本とし、人格と個性に基づいた支援に配慮するとともに、人権擁護・虐待防止等、職員の意識の向上に努め、常にサービスを受ける利用者の立場に立った、良質でより安心安全なサービス提供に努めます。

また、福祉サービスの供給体制の充実を図ることを目的として、国が示すガイドライン等に基づき、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明化の向上、介護人材確保に向けた取り組みについて、適正に対応します。

利用者の支援については、高齢化・重度化の状態をよく理解し、介護予防のための調査研究・情報収集のもと、安全で快適な施設利用を目指し、サービス管理責任者を中心に個別支援計画の充実を図り、満足度の高いサービス提供に努めます。

さらに、日中活動の実施については、楽しく一日を過ごしていただけるよう、一人ひとりに合ったプログラムの作成と、クラブ活動、施設行事、旅行、外出等の機会をとおり、生活環境の拡大に努めます。

職員の資質の向上については、専門性の向上とサービスの質の向上を目的に、各種研修会への参加と伝達講習を実施することによって、自己研鑽の機会の提供に努めます。

利用者の安全確保のため、火災や地震及び津波等を想定した防災訓練を実施し、関係機関との連携体制の構築を図ります。職員の役割分担を明確にした各種マニュアルを作成し、緊急時の迅速な対応に努めます。

家族会の皆様には、家族会総会等の機会に、施設の現状と法改正等の情報提供に努めるとともに、利用者のご家族との共有時間の提供に努めます。

支援計画

1 生活介護事業及び施設入所支援事業

(1) 生活班

利用者一人ひとりの希望に応じた個別性の高い支援が実現できるように、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画を作成し、目標達成に向けた具体的な支援を展開します。

利用者の高齢化・重度化で介護量が増加するとともに、介護方法も多様化・複雑化するなかで、事故を防止し、安全で安心できる生活を送っていただけるように、職員間の連携を強化し、健康管理と適切な介護の提供に努めます。

余暇活動においては、日中活動やクラブ活動、各種行事、スポーツ大会への参加や旅行等、さまざまな選択肢を準備し、活動内容の拡充と社会参加の促進を図り、潤いのある生活が送れるように支援します。

また、生活介護事業（通所）については、宮城東部地区二市三町における地域支援の一役を担う事業所として、関係市町村や相談支援事業所と連携し、安定的なサービスの提供を継続します。主たる生活の場が家庭であることから、家族との情報共有が重要になるので、日常的に連絡や意見交換を行い、一人ひとり状況を把握したうえで適切に対応します。

- ア 落ち着いて快適に暮らせる生活空間の提供
- イ 身体状況・健康状態に応じた適切な介護の提供
- ウ 介護機器の適正な活用による安全で確実な介護体制の保持
 - (a) 居室、浴室設置の天井走行リフト
 - (b) 移動可能な床走行リフト
 - (c) 低床型ベッド
 - (d) トイレチェアー
 - (e) 入浴用シャワーキャリー
 - (f) 床走行式スタンドアップリフト
- エ 余暇活動の支援
 - (a) 日中活動 ...風船バレー、ポッチャ、カードゲーム、絵手紙教室等
 - (b) クラブ活動...スポーツ、車いすダンス、ミュージック、ゲーム
 - (c) 四大行事 ...花見会、夏祭り、芋煮会、忘年会
 - (d) 旅行 ...宿泊旅行、日帰り旅行（近県名所、温泉地等）
 - (e) 外出 ...買物、スポーツ大会や各種イベントへ参加・スポーツ観戦等
 - (f) 個別活動 ...外出、調理、食事会等
- オ 利用者自治会の運営に対する支援の継続

(2) 健康班

ア 健康管理

利用者一人ひとり身体状況および体調を観察し、安心して日常生活を送られるように、総合的な健康管理に努めます。

また、医療機関との連携を図り、異常の発見と、早期治療につなげるよう支援します。

- (a) 日々の身体観察と健康チェック（バイタルチェック、体重測定等）
- (b) 基本的生活に欠かせない食事、睡眠、入浴、排泄等の総合的な支援
- (c) 服薬、通院、入院等の支援
- (d) 健康維持のための各種検診の実施
 - ・基本健診...心電図、採血（アルブミン値検査含む）
 - ・胸部X線検査
 - ・尿検査（糖、潜血、蛋白）
 - ・癌検診...大腸癌検診、乳癌検診、子宮癌検診
 - ・歯科検診
- (e) 嘱託医による診察と健康に関する相談
 - ・嘱託医園内診察...内科医（月1回）、精神科医（月1回）
 - 希望者には有料で訪問歯科（月2回）、訪問マッサージ（週1回）
- (f) 感染症対策
 - ・日常的な手洗いや緑茶うがいの実施
 - ・インフルエンザ予防注射の実施
 - ・感染症対策マニュアルの徹底

・感染予防に関する啓発、研修の実施

(g) 産業医と連携しての職場の安全衛生管理および職員の健康管理

イ 機能訓練

生活の拡大および質の向上を目標に、利用者の生活機能・生活環境の把握に努め、個別ニーズに応じた支援をおこないます。

(a) 加齢や廃用による心身機能低下を防ぐための運動機会の確保

(b) 生活環境適正化のため、補装具や福祉機器の適合評価・導入支援

(c) 介護事故予防、過重な介護負担解消のための生活様式および介護方法の検討・提案

(3) 栄 養

給食会議や嗜好調査であがった意見をもとに、献立に利用者の希望を反映させ楽しみのもてる給食を提供します。

ア 摂食状況（咀嚼・嚥下能力）に応じた食事形態での、安全な食事の提供

イ 行事やイベント時の特別給食、選択メニューやバイキングの実施

(a) 四季の膳…春の膳、夏の膳、秋の膳、冬の膳（鍋料理）

(b) イベント食…花見会、おやつバイキング、寿司の日、芋煮会、忘年会、おせち料理、マグロ解体ショー、ひな祭り、家族ふれあいの日食事会等

(c) 選択メニュー

ウ 給食会議、嗜好調査の実施

エ 給食委託業者と連携した、衛生管理・コスト管理・形態別基準栄養量の充足

オ 非常時に備えた、非常食および使用器具の備蓄と管理

2 短期入所事業

関係市町村や相談支援事業所等と連携して、積極的な受け入れを継続します。利用希望者が多く、すべての希望に応えることが難しい状況ではありますが、ショートステイ担当係を中心に、希望者との連絡・調整を図り、なるべく多くの方に利用していただけるように対応します。

利用にあたっては、安心して過ごしていただけるように、家族等との情報交換を行ないながら、利用者の心身の状況を把握して、安全で適切なサービスを提供します。

新規利用希望者に対しては、相談支援事業所と連携し、見学の依頼、家庭訪問の実施を行ない、アセスメント作成、状況の把握に努めます。

3 家族との関係

利用者の生活の様子や体調の変化等、家族への報告を適切に行ない、気軽に相談していただける環境を整え、良好な信頼関係が維持できるように努めるとともに、今年度も家族が参加しやすい行事やイベント等を企画し、交流の機会が多く持てるように支援します。

また、家族の状況も変化しており、画一的ではない対応が求められています。従来型の行事や帰省だけではなく、利用者の体調や家族の状況を勘案した個別的な交流の機会が提

供できるように検討します。

- ア 相談、情報提供、行政手続きの支援等
- イ 担当職員からの報告（帰省時および年度末の手紙）
- ウ 機関紙「杏マリン」の送付（年2回）
- エ 家族会の運営に対する協力と連携しての取り組み

4 地域との関係及び地域公益活動

今年度も地域で行われる行事やイベント等に積極的に参加するとともに、施設でのイベント開催時には町内会や市の広報を通して案内を行ない、気軽に足を運んでいただき、施設や利用者を身近な存在として感じていただけるよう努めます。

また、福祉サービスについての相談や見学、実習やボランティアの受け入れも継続しておこない、「地域に開かれた施設」として活動します。

- ア 地域行事への参加（塩釜市民まつり、みなと祭り、スポーツフェスティバル等）
- イ 施設行事への参加のよびかけ（夏祭り等）
- ウ 体験学習や実習、ボランティアの受け入れ
- エ 会議室や多目的ホールの貸し出し、車いす等の貸し出し
- オ 町内清掃
- カ 宮城東部地区自立支援協議会への参加と運営委員、障害者差別解消法、障害者虐待防止法運営委員としての活動

5 職員の資質向上

職員の専門性向上とサービス提供の質の向上を目的に、施設内研修を企画・実施するとともに、さまざまな研修会に派遣します。

（1）施設内研修

- ア 新任職員研修
- イ 介護・医療・リハビリ・栄養の各分野の学習会
- ウ 各委員会が主催する学習会
- エ 外部講師を招いての研修会
- オ 法令遵守の研修

（2）外部研修

- ア 全国・東北・県単位の身体障害者施設協議会が主催する研修会への派遣
- イ 各種研修会への派遣
- ウ 他施設との交換研修および情報交換

6 安全管理及び防災対策

施設内で組織する「安全防災委員会」を中心に、利用者が安心して生活できるように、安全管理と防災対策を徹底します。

また、産業医（嘱託）が月1回来園し、安全衛生委員会の開催、各種健康診断の報告、ストレスチェックの実施、施設内の点検と整備を行ない、職員の健康管理、職場環境の適正化を図ります。

(1) 安全管理

生活環境を整え安全確保に努めるとともに、事故を未然に防ぐための取り組みをおこないます。

- ア 「事故報告書」や「ヒヤリハット報告書」の考察・分析をもとにした、事故への対策や予防の取り組み
- イ 不審者等の侵入を想定した防犯対策の強化
- ウ 感染症対策や救急処置（AEDの使用方法等）についての研修
- エ 施設設備・備品等の定期点検およびメンテナンス
- オ 送迎車両の定期点検と安全な運行の徹底と送迎マニュアルの活用
- カ 外出時における安全対策の徹底
- キ 「安全衛生委員会」を中心とした職場環境の点検と整備

(2) 防災対策

火災や地震、津波等を想定した防災訓練を実施するとともに、設備・備品等の点検と整備を定期的に行ない、防災体制の強化を図ります。

- ア 防災訓練の実施
 - (a) 総合防災訓練
 - (b) 夜間（想定）避難訓練
 - (c) 非常通報訓練
 - (d) 津波避難ルートおよび避難場所の確認
- イ 消防設備法定点検、自主点検の実施
- ウ 非常食、救急用品、介護用品等の備蓄

7 建物の保全

利用者への良質なサービス提供には、建物の適切は保全と維持管理が欠かせません。「杏友園」は建設から17年を経て、空調と給湯設備等を含めて劣化による故障が発生しています。長期間の工事は利用者にご不自由をおかけすることに加えて、工事費も高額になるため、将来の大規模改修も視野に入れながら総合的な保全計画を検討します。

(C) ふぼう(障害者支援施設)

運営の基本方針

平成29年12月19日、新天地となった村田町での生活がスタートして3ヶ月あまり、今年度は本格的に「地域の一人として」という自覚を持ち、自分らしく、いきいきとした生活を送るための基礎づくりの年であると考えます。

村田町と大河原町の間位置するという立地条件を活用し、利用者からの更なるニーズに応えることでQOLの向上を図り、地域の中で当たり前前の生活が送れるという実感が持てるよう、地域の方々による外出付添ボランティアを集い、これまで以上に外出の機会を設けていきます。

また、4月から居宅支援の一つである生活介護事業を通所利用できるよう職員を配置し、利用者のニーズに添った様々な支援プログラム(送迎、入浴、バイタルチェック、日中活動、リハビリ等)による事業をスタートいたします。同様に、短期入所事業を併設型5床に変更しての受入れを開始し、居宅生活充実のために支援していきます。

利用者の高齢化・重度化に伴い、疾病の急変や事故の発生リスクが高まることが予想されるため、みやぎ県南中核病院を始めとする近隣医療機関との協力連携を図り、嘱託医との連絡体制を強化し、看護師、管理栄養士、理学療法士、生活支援員の各専門職員が協力して小さな変化も見逃さないよう日常生活支援に努めていきます。

初めにも述べたとおり、新しい施設になり、全室個室となった生活環境の中で、利用者自身が自分らしさをどのように表出できるか、そして職員もこの機会にどのような利用者支援が最良かを考え進めていくことが今年一番の課題と言えます。施設の理念にもあるように、一人ひとりの思いを丁寧に受け止めて支援するという原点に立ち返り、施設運営に取り組んでいきます。

支援計画

1 生活介護及び施設入所支援事業

(1) 生活班

新施設移転にともなう環境変化にあわせた支援の検討をすすめます。

昨年度、組織マネジメントの一環として見直し、作成に取り組んだ支援マニュアルを基に、新施設での生活の変化に合わせた支援の再調を検討します。支援体制や支援の方法をきめ細かに検討し、利用者への支援の充実と介護の効率化や定型化に結びつけていきます。

新しい環境においては、利用者から新しいニーズが生まれてくることが予想されます。利用者のより細かなニーズの抽出に留意し、サービス管理責任者を中心に意向に寄り添った個別支援計画を作成し、支援に反映していくことで生活の質の向上につなげるようにします。

「ふぼう」での新生活が良いスタートとなるよう、職員間での情報共有、連携を密にし、創意工夫と活力のある支援をしていきます。

ア 利用者一人ひとり意思と尊厳を重視した介護と虐待防止対策の充実

イ 利用者の権利擁護や生活向上につながる委員会を中心とした取り組み強化

- ウ 介護技術のレベルアップと支援マニュアルによる統一した介護
- エ 地域社会との連携を図るために情報の発信とボランティアの確保
- オ 社会福祉協議会や地域の小中学校・高校などとの連携
- カ 日中活動プログラムの充実と創意工夫
- キ 地域の方との交流や家族が参加できるような企画と実施。(花見、祭りなど)
- ク 日常生活用品等の購入や趣味や季節感を取り入れた外出機会の充実(近隣への外出、遠方への外出...年11回程度、その他利用者の状況に合わせた外出)
- ケ 宿泊旅行の実施や外部イベント(スポーツ大会等)への参加支援
 - (a) 宿泊旅行 ... (利用者の希望に合わせ、年4回程度)
 - (b) スポーツ大会... (フライングディスク、風船バレーなど)
- コ 利用者自治会への運営支援
- サ 生活環境の整備
- シ 新たなサービス提供の検討

(2) 健康班

利用者が健康な生活を送れるように、健康管理、身体機能の維持、栄養管理等の各分野で必要な情報交換をおこない、嘱託医の指示を仰ぎながら、早急に受診できるように医療機関との連携を密にして支援、対応をおこなっていきます。

また、心身の健康状態が維持できるよう、日々の状態把握や観察、健康相談を心がけ、看護師、管理栄養士、理学療法士の健康班スタッフが、生活班スタッフと連携しながら総合的な健康管理と身体状況の把握に努めます。

ア 看護

- (a) 日々の身体観察を行い、早期発見・早期受診等に努め医療機関との連携を図ります。
- (b) 身体機能の維持に必要な各種検診の実施と、嘱託医による診察
 - ・基本健診・・・心電図、採血、胸部X - P (年1回)
 - ・検便検査・・・赤痢菌、サルモネラ菌 (年1回)
 - ・尿検査・・・糖、鮮血、蛋白、ウロビリノーゲン (年2回)
 - ・体重測定・・・全員年4回 (個別に必要な方は毎月)
 - ・血圧測定・・・入浴前の週2回全員測定 (個別に必要な方は毎日)
 - ・がん検診・・・大腸がん、前立腺がんなど対象者全員、乳がんは看護師による触診
 - ・腸内細菌検査・・・年1回
 - ・肺炎球菌ワクチン・肺炎になりやすい方 (嘱託医の指示と本人家族の要望による)
 - ・骨密度検査・・・骨粗鬆治療剤を服用し、整形外科医の指示があった方
 - ・歯科検診・・・年1回
- (c) 感染症の発生、拡大防止。(インフルエンザ、食中毒、ノロウイルスなど)
 - ・日常における基本の手洗い、マスク着用、うがい励行の徹底(職員、利用者、

家族からの理解と協力を得ます)

- ・インフルエンザ予防注射の実施(70歳以上は2回実施)とインフルエンザキットを備えます
- ・施設内消毒の徹底
- ・感染時の対応マニュアルの徹底

イ リハビリテーション

宮城県地域リハビリテーション支援事業と連携し、利用者の機能維持に資する取り組みを実施します。

また、リハビリに関心のない利用者に関しても、現状の身体機能を悪化させないよう予防的な活動への参加を呼びかけ、室内での活動のみならず屋外での活動を通じて、広く地域のエリアを活用したプログラムを提供し、利用者に活力ある支援を提供していきます。

利用者の身体機能への関心を持っていただけるよう、自分の体の動作への理解を促し、寝返りや起き上がりなど起居に係る動作の習慣化をめざし、利用者自身の生活自由度を高めることを目指します。

- (a) 身体機能評価(医療機関での身体機能診断による連携評価の実施)
- (b) 各利用者に適した訓練メニューの作成・実施と個別支援計画との連動
- (c) 機能維持をめざす日常動作支援について、介助スタッフと連携強化
- (d) 集団レクリエーション(障害者スポーツ等)を通じた活動機会の提供
- (e) 日中活動や外出等による機能訓練的な要素や精神活動への提案を助言
- (f) 補装具・日常生活用具申請手続(身体・生活環境に適合した提案)

ウ 栄養

利用者の栄養、健康状態を確認し、身体機能の維持、増進のためにバランスのとれた栄養を摂取できるよう多職種間での連携を図り、利用者の栄養管理と食支援に努めます。

各会議(給食会議、栄養士と語る会)で、食環境の整備や、食事に対する利用者の嗜好や意見を反映し、利用者が満足感を得られる献立づくりに努めます。

移転後は、大きな問題もなく毎日の食事を提供することができており、今年度は行事にあわせた食事提供を厨房委託業者と共に力を入れていきます。

- (a) 利用者の栄養ケア計画を多職種と連携しながら作成します。定期的な評価をおこない、個別の栄養面の支援を図ります。
- (b) 定期的開催される会議(給食会議・栄養士と語る会)で提案された各部署からの意見を反映させた食環境の整備と利用者の意見を取り入れた献立作成に努めます。
- (c) 多職種連携で「口から食べる」支援をおこなっていきます。厨房委託業者と協働で研鑽を重ね、安全に経口摂取できる食形態での提供をします。
- (d) 障害があっても食べやすい食具を選定し、使用します。
- (e) 非常時でも食事提供ができるよう、非常食ならびに使用器具の備蓄をし、定期的に点検します。

2 家族との関係

新施設への移転を機に、新たに利用契約を結びご家族への施設案内をおこないました。新たな居住空間に戸惑うことのないよう説明を重ね、安心いただけるようにこまめな連絡をおこなっていきます。

公共交通機関を利用されるご家族においては、行き慣れた場所から新たな場所への移転で不便を感じることもあって、利用者への面会が遠のくことも想定されるため、機関紙や情報紙のほか利用者からの手紙など、職員も利用者や家族との密接な関係を維持できるよう努めていきます。

今後も、家族の現状やニーズをできる限り把握し、将来的な相談や要望を拝聴できる場を設け、より一層安心いただける質の高い施設運営を目指します。

3 地域との連携

新たな地域住民との信頼関係を築くため、まずは施設の利用開放と催しものの企画に着手し、利用しやすく利便性の高い施設であることを周知すると共に地域の意見や要望を聞く場への出席を図るよう努めます。

社会福祉法人による地域への公益的な取り組みが話題になる中、当施設も公益性の高い施設であることは言うまでも無く、共生する地域の方々との永続的關係に努め、地域に貢献する存在でなければなりません。

僅かずつではありますが、地域が期待することの把握に努め、これまで温めてきた施設の専門的知識や技術を発揮し、必要とされる存在になれるよう地域と連携を図ります。具体的な取り組みとしては、以下の活動になります。

<具体的な地域公益活動>

- (1) 災害時緊急受け入れ施設としての機能を地域に紹介する機会として、地域の方々と合同で防災訓練を実施し、施設利用者への理解と避難時の応援体制を要請し、あるいは地域災害時の緊急避難所として地域への開放をすることで、お互いに災害時には助け合っていける体制づくりに努めます。
また、消防署と連携して防災訓練を様々な想定で避難誘導訓練を実施します。
- (2) 機関紙「ひまわり」を近隣行政区に配布し、情報発信と施設利用者の生活状況への理解に努めます。また、ボランティア募集情報などの活用に努めます。
- (3) 在宅介護の関心が深まる中、地域に対し要請があれば、家庭介護教室を開催し、当施設を活用することで、地域の方々に様々な目的で施設機能の活用していただけるよう取り組みます。
また、近隣の福祉施設と連携して、在宅障害者の利用施設としての機能についても活用していただけるよう取り組みます。
- (4) 近隣小学校の生徒と施設利用者とのスポーツ交流を通じて、障害者への理解を深めていただく機会として、新たに地域連携交流事業を実施していきます。
- (5) 地域の方々に対し、ボランティアへの参加を呼び掛けていきます。活動内容としては、近隣の買い物付添いや散歩、施設環境整備などですが、活動自体負担にならないよう話し合いにより調整していきます。

4 職員の資質向上

新たな施設への関心が高まる中、施設での支援内容にも興味を持たれる方は少なくありません。私たちは、利用者支援の充実を図るために各専門職は毎年その時節のニーズを把握し、時代の先端に行く情報を得ながら、日々自己研鑽に努め、良質なサービス提供に資する知識と技術の習得に時間を使う必要があります。

今年度も業務で必要とされるテーマや、あるいは職員が関心のある分野を探し、専門的研修へ自発的に参加できるよう取り組みます。

また、法人職員として必要なマナーや職務態度など障害者虐待の抑止に役立つ研修を継続して行い、組織としての規律性、協調性、積極性を高める研修も企画実施していきます。

(1) 施設内研修

- ア 新任職員研修（法人の研修、事業所単位の研修）
- イ 外部講師による研修（法人の研修、事業所単位の研修）
- ウ 介護・医療・リハビリ・栄養等の各分野の内部勉強会

(2) 施設外研修

- ア 全国、東北、県内の身体障害者施設協議会研修会への参加
- イ 各種(専門)研修会への参加
- ウ 他の障害者支援施設との交換研修及び情報交換

5 安全管理及び防災対策

施設内で組織する安全防災委員会を中心に「利用者の安心安全な生活を第一とする支援」を柱に継続した取り組みをおこないます。

施設管理及び防災対策については、新しい施設に適した管理及び対策を検討し、取り組んでいきます。

送迎車両等の車輛管理については、現在までのノウハウを生かした管理及び対策に取り組んでいきます。

非常時連絡体制については、迅速かつ正確性を向上させる取り組みとして、通報訓練の継続と共にメールによる一斉配信の連絡方法についても引き続き検討していきます。

また、防犯対策についても防犯設備の充実と不審者対応マニュアルの作成と不審者対応訓練も実施していきます。

利用者居室の個室化に伴う避難路の確保と出火場所に応じた避難経路の選定、誘導方法・移動方法の効率的な避難計画（マニュアル）を作成し取り組んでいきます。

施設と近隣住民との防災連携を図ることを目的とし、地域に開かれた防災拠点としての機能を果たせるように進めていきます。

- (1) 避難訓練・・・年1回（日中に起こり得る災害を想定したもの）
- (2) 避難訓練・・・年1回（夜間を想定し、また災害を想定したもの）
- (3) 通報訓練・・・年1回（非常連絡網によるもの）
- (4) 不審者対応訓練・・・年1回（警察等の指導を得て実践によるもの）

- (5) 日常生活全般への安全対策として、転倒防止等の掲示を含めた対応と職員への周知徹底
- (6) リスクマネジメント委員会との連携
- (7) 施設設備、備品、車両等の定期点検及び居室等のコンセント点検の実施
- (8) 外出時の安全対策の検討と周知徹底
- (9) 近隣住民との防災連携を図ることを目的した、町内会での防災訓練参加や会合への出席

(D) 啓生園（障害者支援施設）

運営の基本方針

啓生園は障害者総合支援法に基づき、障害者支援施設に移行してから6年が経過しました。この間利用者の高齢化、障害の重度化が進み、さまざまな面で利用者支援の量が増えている状況にあります。また、入所授産施設として開設された啓生園は開所から42年が過ぎ、施設の老朽化も進み、障害者支援施設として生活介護事業および施設入所支援等の事業を実施するにあたりソフト・ハード両面において、喫緊の対応を求められる状況にあります。

現在、進められている国の施策では、脱施設、障害をもっている方でも地域で暮らすことができるように推進されている現状下において、啓生園が地域の障害を持った方々を如何に支えることができるのか、障害者支援施設としてどのような役割を担えるのかを考えて、施設の新築移転等も視野に入れた中長期的な計画を施設職員一丸となり、具体的に進めていけるように努めます。

利用者の支援については、昨年導入したケアコールシステムを利用した円滑なADL支援を始め、それぞれの思いに寄り添った支援をサービス管理責任者が中心になり個別利用計画の充実を図ります。また、日中活動では一人ひとり適性に合った多彩なプログラムを作成し、「自立心の尊重」と「自己決定」を支えながら活動を進めます。

職員の資質向上につきましては、各種研修会への参加や職員研修、支援会議やCS会議を通して、職員のスキルアップと情報共有に努めます。

支援計画

1 生活介護事業

サービス等利用計画を基に、サービス管理責任者が利用者のニーズを取り入れた個別支援計画書を作成することで、一人ひとり目標達成の実現に向けた支援をおこないます。

また利用者のADL支援を始め、それぞれの思いに寄り添った支援をおこないます。日中活動では一人ひとり適性に合った多彩なプログラムを作成し、「自立心の尊重」と「自己決定」を支えながら活動を進めます。また生活環境の改善につきましては、毎日の全体朝礼や月1回の自治会議、給食会議、提案箱等を活用し、「皆さんの意見が施設を変える。」ことを目標とした環境作りを進めていきます。

2 施設入所支援事業

施設を「日々の生活を実現する場」とし、利用者の尊厳と意思決定を支えながら、一人ひとりの思いに寄り添える支援を目指します。

また、安心で安楽な生活の場の提供として職員のスキルアップを図り、介護面ではさまざまな介護機器の導入を検討するとともに、栄養士を中心にした栄養管理に基づく一人ひとり障害や栄養状態に配慮した食事提供に努めます。

3 短期入所事業

緊急時の受け入れに柔軟な対応ができるようにサービス管理責任者を中心に迅速な事前の実態調査や家庭訪問をおこないます。また入所利用者の介護に対する支援量が増えている現状であり、希望通りの予約利用が難しい現状ではありますが、ハード面の整備や支援力の向上に取り組むことで、より重度の方々を受け入れられるように努めます。

今後も関係市町村や相談支援事業所とも連携を図りながら、地域に在住する多くの方々にもご利用いただくことで、在宅支援の一助が担えるように取り組みます。

4 健康管理

定期通院や各種健診などをおし、異常の早期発見・早期治療に努めます。また、毎朝の健康チェックをおこなう事で、体調の変化に素早く対応できるように取り組んでいきます。

給食面では、利用者一人ひとり性別、年齢、身体状況（摂食能力、病状等）に合わせて栄養状態やバランスに配慮した食事形態に努めた安心・安全な食事提供を実施します。

（1）各種健診の実施

- ア 内科健診（年2回）
 - ① 血圧測定（年2回）
 - ② 尿検査（年1回）
 - ③ 体重測定（年2回）
- イ 生活習慣病健診（胸部レントゲン検査、大腸がん検査含む）（年1回）
- ウ 乳癌健診（隔年）希望者のみ
- エ 子宮癌健診（隔年）希望者のみ
- オ 歯科健診（年1回）
- カ インフルエンザ予防接種及び感染対策

（2）施設衛生管理

- ア 感染症予防対策
- イ 浴槽レジオネラ菌発生予防対策（年2回）

（3）栄養管理に基づく一人ひとり障害や栄養状態に配慮した給食の提供

- ア 給食委託業者との連携の中で情報の共有化を図り、安心・安全な食事提供に努めます。
- イ 摂食状態や嚥下機能に合わせた食事形態の見直しをおこないます。
- ウ 生活習慣病（糖尿病・高血圧・肥満等）の予防に配慮して、嘱託医および主治医の指示のもとに、看護師と連携を図りながら支援に努めます。
- エ 嗜好調査・残食調査の実施や給食会議を定期に開催して、利用者の摂食状況を把握しながら、献立作成へ反映できるように努めます。

5 教養娯楽及び余暇支援

地域行事や障害者スポーツ等に積極的に参加することで、豊かな日常生活が送れるように支援し、各種行事等の情報提供を行うと共にクラブ活動等の発足により、趣味活動の幅が広がるよう取り組んでいきます。

(1) 施設行事

- ア 納涼祭
- イ 秋のレクリエーション(日帰り旅行2回予定)
- ウ バーベキュー大会
- エ 芋煮会
- オ お楽しみ会

(2) 自主参加行事

- ア 障害者スポーツ大会
- イ ビール祭
- ウ 季節行事(ひな祭り・七夕・クリスマス・光のページェント等)

6 災害対策及び安全管理

安心した施設生活を営むために、防災や安全管理に配慮するとともに、定期的に避難訓練の実施をおこない、常日頃から防災意識を高めていけるように努めます。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 防災訓練の実施 | 年 3回 |
| (2) 業者による防災設備の保守点検 | 年 2回 |
| (3) 職員による防災設備の自主点検 | 年12回 |
| (4) 防災及び交通安全に関する研修会の実施 | 随 時 |
| (5) 災害時用の備蓄品の整備 | 随 時 |

7 職員の資質向上

職員の資質を高めるため施設内外の研修に積極的に参加し、一人ひとり研鑽に努めます。

- (1) 施設内研修では、年度計画に基づいた研修をおこないます。
- (2) 外部研修に積極的に参加し、また、宮城県身体障害者施設協議会での交換研修を実施することで、他施設の情報収集や意見交換をおこないます。

8 家族との関係

ご家族の方々のニーズにも対応できるように、常に施設からの情報提供や気軽に相談できる環境を整え、良好な信頼関係が築けるように支援いたします。

- (1) 広報誌「櫻道」の発行と送付をおこないます。
- (2) 福祉関連法令等に関する情報提供をおこないます。
- (3) 家族会主催行事への協力をおこないます。
- (4) 家庭訪問や相談の受付をおこないます。
- (5) 家族会との意見交換会をおこないます。(家族会主催：随時)

9 地域との関係

地域に根ざした生活拠点を目指して、関係機関との協力体制の充実を図ります。

- (1) 宮城野区生活支援ネットワーク会議等への出席をおこないます。
- (2) 宮城野地区広域防災訓練に参加します。
- (3) 各学校からの実習生や体験学習、見学者の積極的な受け入れをおこないます。
- (4) 施設備品である車椅子等の貸し出しをおこないます。
- (5) 行事等でのボランティアの協力を依頼します。
- (6) 地域行事への参加をおこないます。
- (7) 地域の方々に納涼祭への参加を呼びかけます。
- (8) 宮城県身体障害者施設協議会との連携による情報の共有化を図ります。

10 地域公益活動

地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを受けることができるように、相談支援事業所など各関係機関との連携の中で課題を発見し、地域におけるさまざまなニーズにきめ細かく柔軟に対応していく環境づくりに努めます。

また、宮城野区自立支援協議会への参加を継続することで問題の共有を図ります。

(E) 第二啓生園 (就労継続支援 B 型)

運営の基本方針

障害者就労施設は、「働く障害者の自立した地域生活を実現するために、働く場を提供するとともに、経済活動をとおして利用者に工賃（賃金）を支払う」という、固有の事業をおこなう社会福祉施設です。

利用者を主体とした作業支援や生活支援のサービスを提供し、「働く・くらす」を支え、「工賃と障害基礎年金での地域生活の実現」を目標として、営業及び生産・販売計画の充実と高い販売力、経費削減のための工夫、作業内容の細分化と合理的な作業進行を常に意識し、事業内容の充実を目指します。

平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定により、就労継続支援B型事業は基本報酬部分が大幅に改定されました。これまでのように安定した工賃支給は勿論のこと、新規の利用契約に向けた積極的な働きかけが事業運営にとって重要であることを再認識しています。

職員の危険防止および健康障害の防止、さらには、虐待防止体制として、衛生委員会のもと、風通しのよい職場環境を整え、職員のメンタルヘルスの向上を図ります。

家族会の皆様には、繁忙期や施設外販売でのご協力をいただきながら、就労事業についての関心を深めていただけるよう努めます。

支援計画

1 就労継続支援 B 型事業

(1) 作業支援

「労働」を支援の中心に位置付け、自立した社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供します。

利用者が「働く」喜びを感じられるよう作業環境を整備し、結果として得られる工賃が個人の自己実現につながることを念頭に置き、取り組んでいきます。

ア 印刷班

学校関係や行政関係、近隣町内会等を中心として、定期刊行物等の継続的な受注に努めます。

機械設備の更新を計画的におこない、共同受注窓口（日本セルフセンター、みやぎセルフ協働受注センター）や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）」を有効活用しながら、目標工賃額の支給につなげられるよう努めます。

イ オリジナル製品包装箱折班

受託作業（包装作業・箱折作業）は、取引業者との信頼関係の維持を第一として、異物混入等の事故防止策の徹底と短納期作業への確実な対応により、安定した作業量を確保できるよう働きかけていきます。

自主生産作業は、生産計画の見直しと在庫管理の徹底により、商品製作の安定化

を目指します。

施設外販売として、宮城県庁や仙台市内各区役所での販売会や仙台駅コンコースで開催される「ナイスハートバザール」「とっておきの音楽祭」「仙台七夕まつり」等に出店し、目標工賃額の支給につなげられるよう努めます。

(2) 生活支援

身体状況や生活状況の変化を考慮しながら、本人の意向に応じたサービスが選択できるように、ご家庭や相談支援事業所、支援学校と連携しながら支援します。

自治会代表者会議を定期的を開催し、施設内の生活環境の改善に努めます。

2 健康管理

生活習慣病予防健診等をおし、疾病の早期発見や再発防止に努めるとともに、日頃から利用者の状況把握に努めます。

職員の健康管理に関しては、生活習慣病予防健診や腰椎検査、ストレスチェック等、法令を遵守した対応を継続します。

(1) 各種健診の実施

- ア 内科健診（年2回）
 血圧測定（年2回）尿検査（年1回）体重測定（年2回）
- イ 生活習慣病予防健診（胸部レントゲン検査含む）（年1回）
- ウ 歯科健診（年1回）
- エ インフルエンザ予防接種及び感染対策
- オ 胃癌健診・乳癌健診・子宮癌健診（個別対応）

(2) 施設衛生管理

- ア 感染症予防対策

(3) 給食の提供

「安全・安心な・美味しい」食事提供のため、給食委託業者とコミュニケーションを充分にとり、利用者の健康につながるよう努めます。単身世帯の利用者も多く、嗜好調査や残食調査による摂取状況の把握と、給食会議を定期開催し意見を反映します。

3 教養娯楽・余暇支援

潤いのある、豊かな日常生活が送れるように支援し、各種行事等の情報を提供します。

(1) 施設行事

- ア 納涼祭
- イ 秋のレクリエーション（日帰り旅行）
- ウ バーベキュー
- エ 芋煮会
- オ お楽しみ会

(2) 自主参加行事

- ア 宮城県・仙台市障害者スポーツ大会
- イ 風船バレーボール大会等

4 安全管理及び防災対策

安心して施設利用ができるように、防災や安全管理に配慮するとともに、定期的に避難訓練の実施と防災器具の整備点検をおこないます。

「地域に開かれた施設」にすることと、安全確保がなされた施設であることの両立に留意します。

- (1) 防災訓練の実施 年 2 回
- (2) 業者による防災設備の保守点検 年 2 回
- (3) 職員による防災設備の自主点検 年 1 2 回
- (4) 防災及び交通安全に関する研修会の実施
- (5) 災害時用の備蓄品の整備
- (6) 防犯講習

5 職員の資質向上

職員の資質を高めるため、施設内外の研修に積極的に参加し、一人ひとり研鑽に努められるよう環境を整えます。

- (1) 施設内研修は、研修委員を中心に内容の充実を図ります。
- (2) 外部講師による研修も効果的に取り入れます。
- (3) 外部研修に積極的に参加し、また他施設の見学をとおり、情報の収集や意見交換をおこないます。
- (4) 関係法律の改正や就労支援サービスの動向について情報を収集し対応します。
- (5) 「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「社会福祉法人制度改革」等に関して共通理解を深め、具体的な実践に向けて取り組みます。

6 家族との関係

常に施設からの情報提供や気軽に相談できる環境を整え、良好な信頼関係が維持できるよう支援します。

- (1) 広報誌「櫛道」の発行（年 2 回）
- (2) 福祉関連法令等に関する情報提供
- (3) 家族会との意見交換会

7 地域との関係

地域に根ざした施設を目指して、関係機関との協力体制の充実を図ります。

- (1) 宮城野区生活支援ネットワーク会議等への出席
- (2) 宮城野地区広域防災訓練への参加
- (3) 各学校からの実習生や体験学習、見学者の積極的な受け入れ

8 地域公益活動

社会福祉法人は、制度で定められた社会福祉事業だけにとどまらず、他の事業主体では対応できない多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「地域における公益的な活動」に関しても積極的に取り組むことが、社会的使命として求められています。

他施設での先進的な活動に学びながら、就労支援施設として地域ニーズに応える取組みを検討します。

仙台市宮城野区社会福祉協議会を軸にした、地域福祉推進のためのネットワークの構築を目指し、地域生活を営む利用者の皆様の「住みやすさ」につながるよう努めます。

(F) 宮城県障害者福祉センター（指定管理施設）

指定管理施設としての契約最終年度の5期目となる平成30年度は、これまでの5年間の歩みを施設運営や事業運営に効果的に反映させ、必要とされる社会資源としての役割を自覚し、親しまれる施設としての成長をめざします。

常に利用者の立場に立った心のこもったサービスの提供を心がけ、障害のある方々、関係機関のさまざまな活動の拠点施設としてのさらなる利用促進を図ります。また、地域の方々にとっても、当福祉センターがより身近な利用施設として、施設の利用や事業参加ができるように効果的な施設の開放や創意工夫ある交流事業を展開します。

また、当施設の特色や活用方法、事業内容のPR活動に努め、新規利用者の開拓や、利用者数の増加を図る取組を強化していきます。

各事業においては、基本的人権に対する深い理解を土台に、各種相談の充実や障害をもつ方々の豊かなライフスタイルの実現にむけてのチャレンジや余暇活動、交流活動を柔軟に支援します。

防災の整備をすすめ、地域を巻き込んだ「障害理解」に関する啓発活動を重視し、必要な配慮が当たり前におこなわれるまちづくりを多角的に支援します。

管理業務にあたっては、環境配慮実践事業者として、組織における環境配慮の取り組みを推進しながら、円滑で安定した組織の管理運営を通して新たな福祉センターへの発展に努めます。

1 管理運営の基本方針

- (1) 福祉センターの設置目的に即し、次のサービスを適正に提供します。
 - ア 障害のある方々の福祉増進のための施設の提供に関すること
 - イ 障害のある方々及びその家族に関する各種の相談に関すること
 - ウ 障害のある方々の機能維持訓練及び日常生活訓練に関すること
 - エ 障害のある方々の福祉に関する各種の提供に関すること
 - オ スポーツ及びレクリエーションの指導に関すること
 - カ ボランティアの養成に関すること
 - キ その他福祉センターの設置目的の研修に関すること
- (2) 特定の個人や団体・グループに対し、有利あるいは不利となるような取り扱いをしないよう努めます
- (3) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めます。
- (4) 個人情報については、個人情報保護令に基づき適切な管理をおこないます。
- (5) 福祉センター利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させます。
- (6) 近隣の施設と連携を図り、利用者の安全や円滑なアクセスの確保及び周辺環境保全に努めます。
- (7) 常に利用者の立場に立った心のこもったサービスの提供に努めます。
- (8) 施設の管理については宮城県の「わが社のe行動(e k o d o !)」宣言制度の環境配慮実践事業者として、その行動実践に努めます。

2 相談事業

(1) 障害のある方及びその家族に関する相談

障害のある方、あるいはその家族の方々からの生活・福祉・就労等の多様な相談に応じ、関係機関との連携を密にしながら、電話・来所・訪問等による適切な支援・助言・関係機関への引継・紹介等をおこない、誠意ある組織的対応による支援を心掛けます。

また、相談の内容によっては、必要に応じて、福祉センターの日常生活訓練や交流事業を段階的に提供し、問題の解決に向けての支援を図ります。

3 研修事業

地域及び関係機関との連携を強化し、必要に応じて地域巡回も視野に入れた研修の展開を図ることにより、障害者福祉関係者の研鑽の場を提供します。

(1) 障害者福祉関係施設等職員研修会（年1回以上）

福祉施設職員、団体職員を対象に、職員の資質向上を目標に置いた、障害福祉の分野において注目度の高いテーマを設け、研鑽の場を提供します。

(2) もうひとつのキャップハンディ（福祉教育プログラムの作成プロジェクト）

地域のボランティア指導者・福祉教育を担当する福祉関係機関の職員を対象に、インクルーシブ教育という新たな時代変化に対応する「障害の理解」にむけた啓発活動の意義や必要な知識や技能および実践方法を継続的に学ぶ研修の場を提供します。

また、日々、各地域で展開されている福祉啓発活動に活用できる、新たな実践プログラムを研鑽し、作成していきます。

ア もうひとつのキャップハンディ研修会

イ 福祉教育プログラム作成

(3) ボランティア養成に関する研修

地域ボランティア・福祉センター登録サポーター養成講座（年1回）

福祉センターの目的、役割、責務等についての理解と認識を深め、障害のある方々を支援するボランティアの養成を目指します。

福祉センターの近隣の住民やボランティアを希望する学生を対象に、講座を通して、障害のある方々への正しい理解を図り、ふれあいと交流の場を提供します。受講後、希望者には、福祉センター事業のサポーターとして登録していただき、各事業に参加・協力により、実践の場を提供します。

また、地域住民の方々や障害のある方々と関わりあう「地域開放教室」と連動し、ふれあいの楽しさ、ボランティア活動への関心の高まりを支援していきます。

(4) 館内研修・外部要請研修の受け入れ（年間を通して随時受付）

県内各地域から要望される小中学校等の施設体験実習や、学生、社会人などへ障害理解にむけて随時、体験学習の受け入れをおこないます。また、隣接する宮城県障害

者総合体育センターと連携を図り、障害者スポーツを切り口にした学習活動や交流活動を支援します。

要望に応じて、福祉センターを利用の団体・学校等にも施設見学やレクリエーションプログラムの提供を図り、施設の利用促進や余暇活動の支援を図ります。

4 日常生活支援事業

障害のある方々が、豊かな人とのかかわりの中で、可能な限り主体的に自分の生活を築き、充実した日常生活を送ることを目標として、将来につながる社会生活上のスキルを身につけ、地域社会の中で主体的にさまざまな社会活動に参加できるようになることを目指します。

(1) 日常生活訓練(年間を通して実施・随時受付)

障害のある方のA D Lの向上、身体機能の維持、社会生活面のスキル、コミュニケーション等の訓練をおこないます。定期的な来所による訓練のほか、訪問支援や宿泊訓練も取り入れて実施します。

また、在宅の障害のある方を対象に、今後の社会参加への契機となる外出経験の機会を本人主体で取り組めるよう支援を図ります。(お出かけプログラム)

(2) 生活力フォローアップ訓練(相談事業との連携)(随時受付)

相談が繰り返される方、および、訓練修了者の在宅生活での問題、トラブル等の相談に対し来所での面接や家庭訪問等を通して、相談者や家族の生活力の向上や社会的自立の確立を意識した助言をおこない、在宅生活を支援します。

(3) 障害者教養教室 「カラフルバー」

障害のある方々が、自らの教養を深め生活をより充実させていくための機会と交流の場を提供するものです。興味・関心に応じたコースを選択し、仲間との交流を通して参加者の教養の向上とQ O Lの向上と可能な限りの自己実現を支援します。

ア 美術コース(アトリエ)	年6回
イ 教養コース(寺子屋)	年6回
ウ 自己表現コース(楽々劇場)	年4回
エ 音楽コース(クワイアチャイム音楽ひろば)	年9回
オ ダンスコース(わくわくダンス)	年6回

上記以外に自主活動があります。

5 スポーツ・レクリエーション・芸術文化交流事業

(1) スポーツ体験ひろば(ア・イ・ウは宮城県障害者総合体育センターと共催)

福祉センター・体育センターのタイアップ事業として、年間を通して、心身のリラックスと適度な運動メニューを組み込んだ各種目の教室を提供し、参加者相互の交流促進を深めながら、健康的で充実した余暇の過ごし方を考えていただくきっかけづくりを図ります。(会場：宮城県障害者総合体育センター)

ア ストレッチ教室「のびーる」	年 12回 (すべての障害)
イ 風船バレー教室	年 12回 (すべての障害・一般)
ウ 風船バレーボールみやぎ大会	年 1回 (すべての障害・一般)
エ 軽スポーツ体験「ゴールボール」	年 4回 (視覚障害・晴眼者)
オ 軽スポーツ体験「ショートテニス」	年 4回 (すべての障害・一般)

(2) ふれあいワークショップ「まっくらカフェ」

光のない暗闇の部屋のなかで、視覚以外の感覚をフルに働かせて飲み物やケーキなどを味わい、参加者同士が会話を楽しむひとときを提供します。健常者といわれる『見える人』が視覚障害を持つ方々に、リードされながら行う「見えない」生活体験をとおして、障害の特性をプラスに生かした分野を多方面に発信します。

年間2回程度 (8月：センターまつり内での開催・9月：特別ワークショップ)

(3) ダンスパラダイス2018! (第36回ディスコパーティー)

障害のある方々とその家族、ボランティアや地域の方々が集いあい、音楽とディスコダンスを楽しむひとときを通じて、だれもがともに楽しめる地域における交流イベントプログラムを開催します。

平成30年11月23日(予定)(開催地 仙台市)

(4) センターまつり2018! (平成30年8月26日(日)開催予定)

(宮城県障害者総合体育センター・幸町ウエルフェア温水プールと共催)

福祉センターの利用者、事業参加者、ボランティアの方々を中心に、参加・交流型のお祭りとして開催します。地域や一般の方々にも公開し、障害の有無を越え多くの方々に福祉センターの事業の紹介、利用者の活動成果の発表、障害体験コーナーの場を設けていきます。また、縁日屋台の出店などを通して、参加者の皆さんの交流促進を図り、スポーツ・文化面の両面が楽しめる1日を提供します。

(5) 趣味の教室

障害のある方々の生活に、創作活動・文化活動の場を提供し、生きがいのある暮らしづくり、仲間づくりへのきっかけを図り、心豊かな社会参加の実現を支援します。また、募集対象に障害者ならびに地域住民を含めた教室日も設け、その活動を通して、福祉センターの役割や機能を知っていただき、障害を持つ方々との交流を深めながら、相互理解や、共生の街づくりの一助ならびに、ボランティア活動へのきっかけづくりを図ります。

ア 染色・革アクセサリー	(年4回 日曜日 開催)
イ 陶芸	(年5回 日曜日 開催)
ウ 盆点前～気軽にお茶を～	(年3回 日曜日 開催)
エ 料理教室	(年3回 平日・日曜日 開催)
オ 地域開放教室	(各種スポーツ体験・季節のふれあい茶会)

(随時開催)

(6) キッズひろば(きらきら キッズ組)

幅広い年代の福祉センターの施設利用および事業参加の促進を図るため、これまで事業参加の割合が少ない就学前～学童期の障害児および家族に対し、レクリエーションの機会を提供します。アート分野や工作あそびなどの各種体験を通し、親子間の交流や情報交換の機会を設け、一人ひとり成長や育ち合いの過程を支援します。

(年間 2 回 開催予定)

6 広報・啓発事業

障害者福祉に関する情報の発信及び広報活動による地域社会への啓発活動をおこないます。

(1) 福祉情報の提供およびホームページの運営による情報の発信

福祉センター利用者の皆様に、新しい福祉状勢や県内外の福祉情報の提供として、定期刊行物や読み物を閲覧できるようにしています。

また、ホームページ(法人本部のホームページ内) にて、福祉センターの事業予定や内容の紹介、参加募集の呼びかけを行い、より多くの方々へご利用いただけるよう情報発信に努めます。

(2) 機関紙「杜の風」の発行及び事業広報・利用促進チラシの配布

ノーマライゼーションの理念を基本として、福祉センターと利用者をつなぐ機関紙「杜の風」を発行します。

また、年間事業案内や利用のご案内などを掲載したチラシを県内関係機関に配布し、今後の利用促進にむけてPRをおこないます。

- ・「杜の風」年 1 回発行
- ・事業広報・利用促進チラシ 随時配布

(3) みやぎKEYMANの輪推進事業 (通年・随時受け入れ・要相談)

福祉センターの各事業やキャップハンディ、障害者福祉等に関する研修等を県内各地域の学校・企業・団体・障害者グループ等の要請に応じて、講師派遣・各地域へのレクリエーション支援を図るため職員を派遣します。

この事業を通して福祉センターの社会資源としての存在価値をPRし、さらに各地域の関係機関との連携を深めることで地域の障害福祉への活性化を図っていきます。

(4) 施設PRプログラム

障害のある方々の利用施設でもあり、また、地域の社会資源としての役割をも担う福祉センターをより多くの方々に知っていただけるよう、積極的に施設の貸し出しや事業活用を働きかけ、周知PRに努めます。

< PRプログラムの例 >

- ・施設概要案内・利用方法のご案内(県内支援学校・近隣福祉施設等・一般)
- ・見学会&趣味の教室体験(障害者団体・福祉系学生サークル・地域住民)

7 施設の便宜提供

障害のある方々やその家族、ボランティア、福祉関係者及び一般の方々の訓練・研修・会議・交流の場として、訓練室・会議室及び宿泊室等の部屋並びに設備利用の便宜を提供します。

8 利用者サービス

福祉センターの適切且つ効率的な運営並びに利用者サービスの向上を図ることを目的として、次の取り組みをおこない、利用者及び関係者の意見・要望等を把握し、福祉センターの運営に反映していきます。

(1) 利用者サービスの向上に向けた取り組み

ア 運営推進委員会の開催（年2回開催）

各種障害者団体及び隣接関連施設の代表で委員会を組織し、福祉センターの当面する諸問題や相互の連携及び関係する問題についての具体的事項の検討や、事業の調整を図ることを目的に開催します。

イ 利用者懇談会の開催（年1回開催）

各利用団体の代表及び一般利用者による懇談会を開催し、施設利用や利用サービス等に関する意見・提案・要望等を伺い、福祉センターの運営に反映させ、および運営推進委員会に報告します。

ウ 苦情委員会の設置

福祉センター利用に関する利用者の方々からの苦情等について迅速かつ適切に対応し、サービスの向上を高めるため、平成14年度より設置しています。

エ 虐待防止委員会設置

障害者虐待防止法の施行にともない、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた利用者への保護等を目的に設置し、施設内で安全に安心して活動できるよう積極的に支援していきます。

(2) 利用者のニーズの把握

利用者からのご意見・ご要望等をさまざまな方法で汲み取り、今後の運営に生かしていきます。なお、寄せられた要望等は、福祉センター対応の回答とあわせてロビーに掲示し、公表していきます。

ア 意見箱の設置

福祉センターのロビーに「ケヤッキーあのね」の意見箱を設置することにより、一般入場者の意見も含めて集約し、管理運営および事業計画に反映します。

イ 利用者アンケート

利用者が部屋の使用後、鍵の返却時に提出する利用報告書の中に簡単に記入で

きるアンケートを配布し、ご意見・ご要望などを自由に記入していただき、サービス改善や運営上の問題点の把握・解消に努めます。

9 安全管理及び防災対策

施設を利用される方々が、安全に安心して利用できるよう、日頃からの日常点検・施設設備点検・職員の防災意識向上を図っていきます。

東日本大震災での教訓を生かし、近隣施設等との連携強化、情報の提供等に努めて、防災体制を整備していきます。

また、平成25年6月に宮城県・宮城県身体障害者福祉協会・仙台市と福祉避難所の設置および管理運営に係る協定を締結したことにより、福祉センター災害対応マニュアル（地震）に基づき、福祉センターの一部を「災害一次避難所」としての利用申し入れがあった場合の職員の訓練を実施していきます。

ア 避難訓練（夜間想定含む）	年2回
イ 消防設備点検	年2回
ウ 施設内外日常点検	随時
エ 災害用非常食・救急用品の備蓄	随時
オ 防災対策、交通安全の研修会	随時

10 環境配慮の取組み

宮城県の「わが社のe行動（eco do!）宣言」制度の環境配慮実践事業者として、施設の管理運営に関する環境配慮について、具体的な目標を設定し、その行動実践に責任をもって努めます。

（1）再生用紙の購入と用紙類の使用経費の抑制

再生用紙の購入や使用に努め、資料印刷における裏紙（個人情報記載のものを除く）の再利用や両面コピー等の励行を図り、経費の抑制に取り組みます。

（2）廃棄物の減量化とリサイクルの推進

物品等の適正量の購入に努め、ごみの分別やリサイクルの促進を図ります。

（3）電気、ガス、燃料（重油・灯油・ガソリン）等のエネルギー資源や水道水の節減

空調機の省エネ運転の徹底や、電気器具類の節電、エレベーターの効率的利用の促進、節水対策を進めます。

（4）利用者に対する環境配慮の協力要請

福祉センターの「利用のしおり」や館内での掲示物等で、節電・節水などにおける無理のない範囲での環境配慮への協力を呼びかけます。

1 1 地域公益事業

県内各地の障害福祉関係施設や団体、小グループ等へ福祉センターの出前事業や、キャップハンディなどの福祉啓発活動、およびレクリエーションプログラムの実施要請に対し、福祉センターの職員や事業に携わっていただいている講師を派遣し、それぞれの地域や団体の活動が活性化されるように事業推進を図ります。

- ・ 出前教室
- ・ ダンスパラダイス（ディスコパーティー）
- ・ まっくらカフェ
- ・ キャップハンディプログラム（年間：随時受付）など
- ・ 地域開放教室

1 2 . 自主事業計画

福祉センター事業の効果的推進を図るため、センター独自の事業を実施します。

（ 1 ）出前「趣味の教室」

余暇活動の提案や当事者活動の有意義なプログラムの提供を目指し、福祉センター人気教室「趣味の教室」を出前形式で実施しながら、各地域の障害のある方々との交流を通して、各地域で寄せられるニーズや課題等を掘り起こし、今後の事業への反映を図ります。

（ 2 ）ライブメッセージ2019！（平成31年2月開催予定）

障害のある方々が日頃、さまざまに取り組んでいる活動の成果を個人やグループがライブステージ形式で発表し、地域社会に各人のメッセージを発信する機会として開催します。障害者の社会参加への自信を構築し、可能性にむけて取り組む機会を提供します。

(G) オアシス(特定相談支援事業)

運営の基本方針

障害者支援施設「ふぼう」の新築移転に伴い、平成29年12月19日より新たに村田町からの指定認可を受け、今年度も法人が管理する施設を利用されている方のサービス等利用計画を引き続き作成できるよう取り組んでいくと共に、他事業所やセルフプランで対応している利用者の方の計画作成についても、関係機関との連携を密にしながら積極的に進めていきます。また、近隣市町の新たな在宅障害者や支援学校卒業者の居宅支援にも力を入れていきます。

相談支援専門員のスキルアップとしては、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害などの各障害に対する知識と技術の習得を踏まえ、担当者会議や地域の相談支援専門員会議、専門コース別研修会への積極的な参加を図り、より良いサービスに繋がられるよう取り組んでいきます。

サービス等利用計画の作成やモニタリングにおいては、利用者の方が望む生活の在り様をしっかりと見極め、目標に向かってのプランがどう実行されているかをきちんと評価した上で、利用者の方やご家族の思いが反映できるよう丁寧な対応を心掛けていきます。

1 計画相談支援

(1) サービス利用支援(サービス等利用計画の作成)

- ア 他事業所においてサービス等利用計画が作成されている方であって、法人が管理する施設を利用されている方のうち、計画相談支援期間が満了する方の分を、当事業所で新規に担当作成していきます。
- イ 法人が管理する施設を利用されている方で、計画相談支援期間が満了するセルフプランの方を、当事業所で新規に担当作成していきます。
- ウ 当事業所が担当作成をしている方で、計画相談支援期間が満了する方の分は、引き続き当事業所において担当作成していきます。
- エ 仙南地域の在宅障害者に係るサービス等利用計画を、新規に担当作成していきます。

(2) 継続サービス利用支援(モニタリングの実施)

- ア 当事業所が作成したサービス等利用計画のモニタリングを、継続して実施します。

2 基本相談支援

(1) 面談による相談支援

- ア 当事業所での相談
- イ 法人内各施設での相談
- ウ 家庭訪問による相談

(2) 電話やファックスによる相談支援

B 公益事業

(A) 地域公益事業

運営の基本方針

宮城県では平成30年3月に「みやぎ障害者プラン」と「宮城県障害福祉計画」が同時に策定されました。両者ともに地域で安心した生活を送る上で重要な計画です。平成28年に施行された障害者差別解消法の更なる理解促進に加えて、両者の内容周知と検証は重要なことです。また、宮城県に要望していたパーキング・パーミット制度が実現に向かっており、会員および関係者に対して制度の周知に努めます。

東日本大震災から7年が経過して風化の感は否めません。今年度より「宮城県震災復興計画」の発展期に移行することを機に、次の災害に備えるための新たな啓発の機会にしたいと考えます。

さらに、日本は超高齢社会の中、各市町村協会においても会員の高齢化や減少によるさまざまな課題を抱えており、組織のあり方や事業展開に向けた意見交換の場を充実することに努めます。

そして、「安心安全な環境づくり」「共に支え合う地域社会」の実現に最も重要なことは、さまざまな協議の場へ積極的に参画して障害当事者からの働きかけが必要であることを引き続き訴えていきます。

また、法人が社会福祉法人の認可を得て今年で60周年を迎えます。このことを記念した事業を開催して法人関係者と喜びを分かち合いたいと考えます。

重点事項

- ・ 安心安全な環境づくり、共に支え合う地域社会の実現に向けて取り組みます
- ・ 市町村協会の現状に応じた事業の在り方、相互協力について検討します。
- ・ 新しい情報の速やかな発信に努めます。
- ・ 関係福祉団体との連携と協力体制の強化に努めます。

1 市町村協会地域活動促進事業

(1) 市町村身体障害者福祉協会長並びに事務担当者会議の開催

目的：協会組織の全体会議を通して、協会および障害者福祉に関する課題と現状を理解し、併せて、今後の事業の在り方、相互協力に向けた検討をおこないます。

日時：第1回 平成30年 4月27日(金)午後
第2回 平成30年10月31日(水)午後

会場：宮城県障害者福祉センター 3階 大会議室

内容：ア「みやぎ障害者プラン」と「宮城県障害福祉計画」について
イ「パーキング・パーミット制度」について
ウ 市町村協会の諸課題について

- ・ 高齢化や会員減少に起因した諸課題、今後の事業展開に関する

意見交換を通じて、これからの市町村協会のあり方を考えます。

- ・ 内容 ア) 会員の加入促進、活性化に向けた取り組み
- イ) 他市町村協会との協力、共同事業の可能性
- ウ) 災害時への備え、安心安全な生活のための取り組み
- エ) 各種情報交換など

エ その他

(2) 市町村協会女性部会の活動支援

- 目 的 : 女性部会の年度活動を支援します。
- 日 時 : 平成30年 5月23日(水) 午後
- 会 場 : 宮城県障害者福祉センター 1階 図書室
- 内 容 : 女性部会長会議の開催

(3) 会員研修会の開催

- 目 的 : 会員を対象とした研修会を開催して、障害者福祉の情報、趣味や健康、地域で安心して生活できる方法などについて学びます。
- 日 時 : 平成30年秋で検討
- 会 場 : 未定
- 内 容 : ア 障害者福祉の各種情報提供や今後の方向性について
- イ 地域で安心な生活を過ごすために
- ウ 生活の張り合いにつながる趣味の拡大や健康に関する内容

2 福祉運動推進事業

(1) 日本身体障害者団体連合会関係

ア 第63回日本身体障害者福祉大会 ぐんま大会への参加

- 目 的 : 日本身体障害者団体連合会に所属する全国各都道府県及び政令指定都市の身体障害者が一堂に会し、平成30年度の活動方針を決定するとともに、今後の障害者施策について協議し、未来を見据えた障害者の自立と社会参加を積極的に展開し、発展させ、福祉の増進を図ることを目的に開催される場に参加します。
- 日 時 : 平成30年6月13日(水)～14日(木)
- 会 場 : 群馬県高崎市 ホテルメトロポリタン高崎、高崎アリーナ

イ 東北・北海道ブロック身体障害者団体連絡会団体長等会議への参加

- 目 的 : 東北・北海道ブロックの身体障害者団体が一堂に会し、情報交換と諸問題の検討協議をおこない、各団体間の連携を深めるとともに、幅広い見地から障害者福祉の一層の推進を図ることを目的に開催される場に参加します。
- 日 時 : 平成30年6月28日(木)～29日(金)
- 会 場 : 仙台市 メルパルク仙台

ウ 正・副会長会議および理事会への出席

就任者：会長

日時：平成30年5月、同31年3月、他必要時

会場：東京都

エ 評議員会への出席

就任者：常務理事兼事務局長

日時：平成30年6月、同31年3月、他必要時

会場：高崎市、東京都

オ 日身連の財政の安定化に対する検討委員会への出席

就任者：会長

日時：必要時

(2) 「法人設立60周年記念事業」の開催

目的：法人が社会福祉法人の認可を得て今年で60周年を迎えます。このことを記念してフェスティバルを開催して、法人関係者と喜びを分かち合います。

日時：平成30年8月26日(日)

場所：仙台市宮城野区幸町地区

内容：ア 参加・交流型のフェスティバルとして開催

イ 市町村協会、施設利用者のご家族、地域や一般に呼びかけます。

「宮城県身体障害者福祉大会」は、平成30年度は休止いたします。

また、当法人の会長表彰は「宮城県社会福祉大会」で授与する考えです。

(3) 「第64回宮城県社会福祉大会」の開催

目的：地域社会の課題の克服に向けて、地域住民・社会福祉関係者・行政の三者が力を合わせ、宮城県民が一丸となっていくことの重要性を再認識するとともに、本県の社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰します。

日時：平成30年11月8日(木)未確定

会場：仙台サンプラザホール

内容：ア 宮城県知事および主催団体長表彰、大会宣言

イ 記念講演 他

3 災害関係

(1) JDF宮城

震災後7年が経過しても情報提供活動を継続しているJDF宮城に、積極的に参加します。

(2) 災害福祉広域支援ネットワークづくり

次の災害に備えた災害福祉広域支援ネットワークづくりの検討に、積極的に参加します。

4 啓発・広報事業

(1) 広報誌「身障みやぎ」を年2回発行します。

(2) ホームページを活用して最新の情報提供に努めます。

(3) 各市町村協会主催の諸活動を支援することで、活性化および会員の団結と親睦を図ります。

(4) 各関係福祉団体のおこなう障害者福祉推進の諸活動に積極的に参加することで、ネットワークと協力体制の構築、およびニーズ把握と共通目標の実現に努めます。

(B) 宮城県障害者社会参加推進センター（受託事業）

障害の有無に関わらず、地域社会で安心して暮らすことができる環境の整備を推進するため、諸種の社会参加促進施策を実施します。なお、実施にあたっては、関係機関との連携・協力のもと、各事業の展開を図りながら円滑な運営に努めます。

また、情報提供の充実化を図るため、ホームページ等を活用し、県内の障害福祉団体の様々な取り組みについて、広く情報を発信していきます。

1 宮城県障害者社会参加推進センターの運営

(1) 宮城県障害者社会参加推進協議会の開催

社会参加推進センターの業務に関する企画及び立案を行う社会参加推進協議会を開催し、障害者の社会参加の推進に必要な事項の協議検討や情報の提供に努めます。

ア 開催日：平成30年7月予定

平成31年2月予定

イ 会場：宮城県障害者福祉センター

(2) 市町村地域生活支援事業への協力

市町村地域生活支援事業への協力の一環として、要望に応じて推進協議会構成団体の派遣を行い、障害理解の普及啓発活動の推進を図ります。

(3) ホームページ及びSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信

推進センターが実施する事業をはじめ、県内の障害福祉団体が実施する様々な取り組みについて情報を発信します。

(4) 宮城県障害者相談員連絡協議会の活動支援

市町村より委嘱を受けた障害者相談員等の資質の向上および連携を目的に活動する宮城県障害者相談員連絡協議会の運営を補佐し、研修会等の活動支援をおこないます。

2 地域生活支援事業

(1) 障害者でんわ相談室運営事業

障害者やその家族等の様々な不安や悩みに対応する電話相談窓口を設け、専任相談員が相談を伺い、必要に応じ関係機関との連携を行います。

ア 連絡先（共通）022（296）5053

イ 開設日

日曜日・月曜日：精神障害者の相談日

水曜日・木曜日：身体障害者の相談日

金曜日・土曜日：知的障害者の相談日

ウ 開設時間

12時～17時（火曜及び祝日・年末年始等は、留守番電話とFAXで対応）

エ その他

中央障害者社会参加推進センターが主催する事業担当者研修会への派遣

(a)開催日 : 平成30年6月予定

(b)開催地 : 東京都

専任相談員交流会の開催

(a)開催日 : 平成30年7月予定

(b)会場 : 宮城県障害者福祉センター

専任相談員研修会の開催

(a)開催日 : 平成31年1月予定

(b)会場 : 宮城県障害者福祉センター

(2) 障害者相談員活動強化事業

市町村より委嘱された障害者相談員等を対象に、相談対応能力の向上と関係機関や相談員間とのネットワークを形成することを目的に、研修会を開催します。

ア 宮城県障害者相談員研修会の開催(年2回開催)

(a)開催日 : 平成31年2月予定

(b)会場 : 宮城県障害者福祉センター ほか

イ 東北・北海道ブロック身体障害者相談員研修会への派遣

(a)開催日 : 平成30年11月15日(木)

(b)会場 : 秋田市

(3) 身体障害者機能回復訓練事業

身体障害者の身辺自立のための生活能力の向上を図るため、日常生活動作訓練や機能回復訓練の教室を開催します。(年2回開催)

(4) 全国障害者スポーツ大会宮城県選手団(身体障害)派遣事業

福井県で開催される第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」に宮城県選手団を編成し派遣します。

ア 第26回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会(陸上大会)への協力

(a)開催日 : 平成30年5月20日(日)

(b)会場 : ひとめぼれスタジアム宮城

イ 宮城県選手団個人競技代表選手選考会の開催

(a)開催日 : 平成30年6月中旬

(b)会場 : 宮城県障害者福祉センター

ウ 宮城県選手団説明会の開催(2回開催)

(a)開催日 : 平成30年7月21日(土)、9月29日(土)

(b)会場 : 宮城県障害者福祉センター

エ 競技別代表選手強化練習会の開催

(a)開催日 : 平成30年8月中旬~10月上旬(各4回実施)

(b)会場 : 仙台市陸上競技場ほか

オ 第18回全国障害者スポーツ大会への選手団派遣

- (a)開催日 : 平成30年10月13日(土)~15日(月)
- (b)会場 : 福井県営陸上競技場ほか
- (c)派遣日程 : 平成30年10月11日(木)~16日(火)

(5)レクリエーション教室開催事業

レクリエーション活動を通じた交流や余暇活動の充実と普及を目的として開催します。

ア 第24回宮城県障害者ボウリング大会の開催

- (a)開催日 : 平成30年6月23日(土)
- (b)会場 : ボウリングバース(仙台市太白区)

イ 第6回宮城県障害者パークゴルフ大会の開催

- (a)開催日 : 平成30年10月上旬予定
- (b)会場 : おおひら万葉パークゴルフ場(大衡村)

(6)障害者週間推進(書道・写真コンテスト)事業

文化・芸術活動の推進と障害者週間(12/3~12/9)における県民への障害の理解と認識を深める啓発活動の一環として、「障害者による書道・写真全国コンテスト」の予選会を兼ねる宮城県大会を開催します。

ア 第33回「障害者による書道・写真全国コンテスト」宮城県大会の開催

- (a)募集期間 : 平成30年6月~8月中旬予定
- (b)応募規定 : 書道部門・・・毛筆(半紙サイズ)、硬筆(A4サイズ)
写真部門・・・4つ切り、4つ切りワイド
両部門ともにテーマは自由

イ 第33回「障害者による書道・写真全国コンテスト」宮城県大会作品展の開催

- (a)開催日 : 平成30年11月~12月予定
- (b)会場 : 宮城県庁行政庁舎ほか
- (c)審査発表 : 平成30年9月中旬

ウ 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)が主催する第33回「障害者による書道・写真全国コンテスト」への出展

- (a)内容 : 宮城県大会の優秀作品12点の出展
- (b)応募時期 : 平成30年9月末
- (c)審査発表 : 平成30年11月末

(C) 幸町ウエルフェア温水プール(補助事業)

宮城県・仙台市の補助を受けて運営している当プールは、障害のある方々と地域の高齢者や一般の方々が利用できるスポーツ・リハビリテーション施設です。県内の支援学校・障害者施設・地域小中学校等の児童生徒の体力増進およびスポーツ・リハビリテーションの場としての役割を担い、関係団体や利用者から高く評価されています。

年間をとおり、障害児・者、高齢者、一般等のコース別の水泳教室を開催し、リハビリテーションやレクリエーションの充実と、地域の方々の利用促進を図るとともに、地域における「共生の場」として、交流の場の提供に努めていきます。

年々、施設の老朽化が進んでおり、設備機能低下や修繕箇所が増加が懸念されますが、常時点検をおこたらず、日々のプールの水質保持と設備等の安全点検をおこないます。

さらに、「地球環境に配慮したエコ活動」に取り組み、「省エネ対策」の徹底した実施を通し経費の節減を図っていきます。

厳しい環境での運営ではありますが、利用者の当プールに対する要望を踏まえて、安全で快適に利用していただけるよう管理体制を徹底し、有効的な運営方法の確かな推進に努めていきます。

1 重点事項

- (1) 地域の一般利用者や障害のある方々、高齢者の利用促進と様々なメニューの水泳教室や、独自のサービスメニュー(ワンポイントアドバイス・エアロビクス)を通して、スポーツ・リハビリテーションとしての、健康維持、機能回復及び利用者の交流の場と機会の提供を目指して、隣接する宮城県障害者福祉センター・宮城県障害者総合体育センターとの連携による事業の推進を図っていきます。
- (2) 施設の整備と職員の教育指導に努め、利用者の方々へのサービス向上を図ります。
- (3) 施設管理を適切に行い、「使いやすく安全なプール」の評価を維持するよう努めていきます。
- (4) 安全管理の徹底と教育指導を徹底することで事故防止に努め、日頃からの安全訓練強化と防災意識向上の徹底を図っていきます。
- (5) 宮城県障害者総合体育センターとの施設の共同管理を積極的に推進し、効果的なスポーツ・リハビリテーション施設として利用者へのサービス向上に努めていきます。
- (6) 「地球環境に配慮したエコ活動」に取り組み、省エネ対策の徹底した見直しをとおりて効率の改善を図るとともに、「環境配慮」の意識の定着を図っていきます。

2 事業及び関連事業

(1) 障害者等水泳教室

以下の9区分で、各コース1課程10回とします。実施期間は、各コースとも5月から7月、9月から11月、1月から3月で、それぞれ年間3課程実施します。

- ア 豊齢者コース
- イ 一般女性コース
- ウ 中高年女性コース

- エ 障害児・者 親子 前半コース
- オ 障害児・者 親子 後半コース
- カ 障害者コース
- キ 障害者シンクロ初心者(リズム)コース
- ク 障害者シンクロコース
- ケ 障害児・者 母親コース

(2) 水中有酸素運動(エアロビクス等)の実施

1 課程の日数は5日とし、4月・7月・11月に年間3回おこないます。

(3) 水泳普及指導日(ワンポイントアドバイス)の設定

夏期の混雑する時期を除き、毎週水曜日の午後にプール内に指導者を配置し、希望者の方々に無料で水泳指導及び水中運動指導を実施します。

(4) レクリエーション

障害のある方々と一般の方々に交流の場を設け、10月に実施します。

(5) 救急法の講習会

監視要員に、救命救急法(AED含む)の講習を実施します。

(6) 職員研修

職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け一人ひとり研鑽に努めていきます。

(7) 「センターまつり2018!」への参画(三施設合同開催)

宮城県障害者福祉センター・宮城県障害者総合体育センター事業「センターまつり2018!」に参画し、施設利用者と共に交流促進を図っていきます。

(8) 地域公益活動

ア ホームページ公開

イ センターまつりへの参画(無料開放等)

3. 環境配慮の推進

(1) エコ活動への取り組み

ア 再生用紙の購入、使用に努めていきます。

イ 電気、燃料(重油・灯油)等のエネルギー資源や水道水の節減に努めていきます。

・空調機器等の運転基準を定め省エネ運転の徹底に努めていきます。

・利用者不使用時における照明等について、消灯の徹底に努めていきます。

(2) 日常業務の見直し

ア 用紙類の使用経費の抑制を図っていきます。

・資料や印刷物の必要部数だけの印刷を励行します。

・ミスコピー紙等の再利用及び両面コピーの励行に努めていきます。

イ 物品等の計画的な使用と管理の徹底及び適正量の購入に努めていきます。

(D) 宮城県障害者総合体育センター（指定管理施設）

平成30年度は指定管理者としての契約最終年度の5期目にあたり、これまでの5年間の歩みを施設運営や事業推進に着実に反映させ、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を通して、障害のある方々、関係機関の様々なスポーツ活動の拠点として、社会参加推進と自立への意欲の向上の促進に努めます。

高まるパラリンピックや障害者スポーツへの興味関心をより広く、より深く普及していけるように、当センターがスポーツを通しての障害のある方々と一般の方々と「共生の場」としての架け橋となり、隣接施設の宮城県障害者福祉センターや福祉関係団体、障害者スポーツ団体、その他関係機関等との連携をさらに強化し、総合的な事業の展開と効果的な継続性のあるサービスの提供をおこない、円滑な安定した組織の運営を目指します。

管理業務にあたっては、宮城県の「わが社のe行動（eco do!）宣言」制度の環境配慮実践事業者として、組織における環境配慮の取り組みを推進しながら円滑な安定した組織の管理運営に取り組みます。

1 管理運営上の基本方針

障害のある方々がスポーツ・レクリエーション活動を通じて健康の増進や機能の回復向上を図ります。また、自立と社会参加を促進し、健康で豊かな日常生活を築くよう支援することを基本方針とします。

- (1) 誰もが、安心して、気軽に利用し、スポーツに親しめる環境作りに努めます。
- (2) 支援を必要とする利用者のニーズに対応できるよう職員の資質向上とボランティアの育成に努めます。
- (3) 他の施設や関係団体と連携をとりながら、あらゆる社会的資源を活用し、障害者スポーツの普及とレベル向上に努めます。
- (4) 障害のある方々も一般の方々も共に参加でき、楽しめるスポーツ・レクリエーションの開発・普及に努めます。
- (5) 経費節減を図り効率的な運営に努めます。

2 事業の重点目標

- (1) 障害者スポーツの指導体制の確立及び競技団体の指導者等研修体制の確保に努めます。
- (2) 障害者スポーツの普及促進及び競技者の相談体制の構築と競技団体育成の推進に努めます。
- (3) 関係機関等との連携強化の実施と連携に基づくスポーツ活動事業への積極的支援に努めます。
- (4) 公共施設としての地域活動の実施に当たり、宮城県障害者福祉センターとの合同事業の開催によって、事業のより効果的な推進を目指します。
- (5) 施設利用者のニーズを的確に把握し、適切なサービスの提供に努めるとともに、より適正な対応を目指して、職員研修の機会を確保して職員の資質向上に努めます。

- (6) 適切な施設の維持管理と安全管理体制の確立を図ると共に、東日本大震災での教訓を活かし、安心して利用できる施設を目指します。
- (7) 環境配慮の取り組みを通し、経費節減に努めます。
- (8) 事業の企画・実施にともなう評価を通し、より有効的で継続性のある事業の推進に努めます。

3 障害者スポーツ活動普及促進事業

(1) スポーツ研修・教室等の開催

ア スキルアップ研修会(年1回)

各種スポーツに対する技術的、医学的面からの運動に関する基礎知識等を学び障害者スポーツに取り組む競技者のレベルの向上を図り、より安全で健康的な障害者スポーツの普及・拡大に努めます。

イ スポーツ交流ひろば

心身のリラックスと適度な運動メニューを組み込んだ各種目の教室・大会等を提供し、健康的で充実した余暇の過ごし方を考えるきっかけづくりを図ります。

- ・風船バレーボール教室 年 12回
- ・風船バレーボール大会 年 1回
- ・センターまつり2018!(福祉センター、温水プール共催) 年1回
- ・ニュースポーツ教室 年24回(卓球バレー・ミニテニス等)
- ・種目別スポーツ教室 年10回(陸上競技・吹矢・ボッチャ等)
- ・ノルディックウォーキング教室 年 5回
- ・フライングディスク教室 年 5回

(2) 地域巡回指導「障害者スポーツ塾」

県内の各市町村、支援学校、小中学校及び施設等を訪問し、日常生活の中で簡単に取り組める「楽しい障害者スポーツ」・「競技障害者スポーツ」を紹介することによって、地域の中で障害者スポーツへの理解と協力を得るとともに、関係機関等との連携を通して地域内での定着を目指します。

- ・年間25回(学校・市町村・施設関係)

(3) 健康教室

初心者やスポーツ活動に不安を抱えている方々に健康管理や適正な運動について専門知識を持った講師及び職員による指導・助言等を行い、障害者スポーツの底辺拡大を図ります。

- ・ストレッチ(体操)教室 年12回

(4) 啓発・情報の提供

ホームページ、機関紙等を通じて障害者スポーツに関する情報を提供します。

- ア 機関紙「スロープ」発行 年2回
- イ 事業広報・利用促進チラシ配布 随時

(5) 障害者スポーツ普及活動への協力

- ア 利用者、利用団体の依頼に応じて、指導・競技審判等総合的に支援をおこないます。
- イ 小中学校等の教育機関または地域スポーツ活動団体等の要請に応じて障害のある方や当センター職員を講師として派遣し、各種スポーツ教室・大会・講習会
或いはキャップハンディ体験プログラム等での紹介・指導、支援等をおこないます。
 - ・年間を通して随時

(6) 施設の貸し館業務

障害者スポーツ活動を目的とする個人や団体に対し、体育館やグラウンドを優先的に貸し出すことによって、障害者スポーツ活動の普及と障害のある方々と者と健常者の「共生の場」を目指します。また、それ以外を目的とする個人や団体に対しての貸し出しもおこないます。

4 サービス向上推進事業

(1) 利用者サービスの向上に向けた取組み

ア 運営協議会の設置運営

体育センターの効果的な運営並びにサービスの向上を図るため、障害者団体や関係団体、関係諸機関から選出された委員で、施設運営や施設利用に関すること、主催事業、その他体育センターの管理運営上必要な事項及び運営方針等について協議するため運営協議会を設置し、「宮城県障害者総合体育センター運営協議会設置要綱」に基づき協議会を運営します。(年2回開催)

イ 利用調整会議の設置運営

体育センターの利用にあたっては、施設利用の公平性を期すため、「宮城県障害者総合体育センター利用調整会議設置要綱」に基づき利用希望する障害者団体及び一般利用者団体の代表者による利用調整会議を開くことにより、体育センターの利用を円滑かつ効果的におこないます。

- ・年3回開催

ウ 苦情解決委員会の設置

体育センターの利用に当たってのトラブルの未然防止と軽減に努めると共に、寄せられた苦情については、「苦情解決制度の手順」に従って解決を図っていきます。

エ 虐待防止委員会の設置

障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた利用者への保護等を目的に平成24年10月より設置し、施設内で安全に安心して活動できるよう積極的に支援していきます。

(2) 利用者の要望の把握と反映の方法

体育センター内に「意見箱」を設置し、利用者のニーズ、苦情、意見、感想等を把握することによって、施設の運営や事業の企画に反映していきます。

また「意見箱」への投稿に対しては、内容を検討し掲示板等により回答に努めます。

(3) 利用者の増加策

ア 魅力ある事業・新たなメニューの展開で利用者との信頼関係の構築を図ります。

イ 体育センターの事業、貸館利用法を紹介するチラシを作成し、地域の町内会や学校、公共施設へ配布します。

5 安全管理と防災対策

施設利用される方々が安全に安心して利用できるよう日常点検、施設設備点検、職員の防災意識向上、及び利用者への施設利用前後の準備運動の徹底と事故防止を図ります。

特に東日本大震災での教訓を活かし、近隣施設との連携強化、情報提供等に努めます。

ア 避難訓練	年2回
イ 消防設備点検	年2回
ウ 施設内外の日常点検（点検簿）	随時
エ 災害用非常食、救急用品の備蓄	随時
オ 防災対策、交通安全の研修会	随時

6 環境配慮への取組

宮城県の「わが社のe行動（eco do!）宣言」による「環境配慮実践事業者」として、積極的に環境に配慮した取組みの実践に努めます。

取組項目

- ア 物品等の調達に当たっての配慮
- イ 省エネルギー対策
- ウ 自動車燃料使用量の削減
- エ 省資源対策
- オ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

7 地域公益事業

当体育センターの主催事業等には利用促進のためのパンフレットを配布しており、年2回発行の機関紙「スロープ」ではスポーツ教室・各種スポーツ地域巡回指導の紹介で情報等の提供をおこないます。

また、体育施設の貸出しとして、宮城野区を中心とした地域の障害者以外の団体・個人にも開放して、障害のある方もない方もスポーツ・レクリエーション活動ができる体育施設を目指します。

8 自主事業計画

体育センター事業の効果的推進を図るため、センター独自の事業を実施します。

(1) 施設利用者各種大会

体育センター利用団体を対象に、初心者から上級者まで日頃の練習の成果を発揮できる場として、施設利用者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的として、交流のできる楽しい大会を開催します。

(2) 救命救急法(AED操作を含む)講習会

利用者の病気、運動中のけが等は、突発的に起こることが多く、日頃から職員の意識付けが必要であることから、体育センターを含め近隣の各施設や障害者団体、体育センターや温水プールの利用者を対象に、消防署職員の指導のもと救命救急訓練を実施し、緊急対応の意識の定着を図ります。

9 その他

(一社)日本車いすバスケットボール連盟より、体育センター主任指導員に対して、東京パラリンピック女子ヘッドコーチの就任要請があり、障害者スポーツの普及発展を図るため応じることにいたしました。